

平成21年6月8日

各 位

会 社 名 インスパイアー株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長 駒澤 孝次  
(コード番号: 2724 大証ヘラクレスG)  
問合せ先 経営企画室 室長 本多 隆  
電話番号 03-5418-4811

### 第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成21年6月8日開催の取締役会において、第25回乃至第35回新株予約権（以下「本ワラント」という。）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本ワラントの発行に係る募集の目的

##### (1) 資金調達目的

当社は、創業以来「安心と安全」をコンセプトに総合 IT セキュリティサービスを提供してまいりました。しかしながら、昨今の世界的な金融不安を端緒とした不況により、当社の属する IT セキュリティ業界におきましても、大手企業や官公庁における情報セキュリティへの投資が大幅に減少傾向にあり、またその一方で、商品及びサービスに対する企業間の競争は激化しており、人件費の廉価な海外へのアウトソーシングやネットワーク関連技術者の慢性的な人材不足等の要因もあり、売上や利益の確保が厳しい状況となっております。

従前より、当社にて新たな顧客層として展開を進めておりました中堅中小企業におきましても、情報漏洩・不正アクセスの増加等により情報セキュリティへの関心は依然高いものの、市況を反映してか、その需要は横ばいから減少傾向にあります。

このような市場環境において、当社は総合 IT セキュリティサービスベンダーとしての地位をより高めるとともに、新たな企業価値の創出を図っており、従来当社が手掛けてきたセキュリティ製品販売事業及び保守サービス事業に加えて、新規事業としてのセキュリティサービス事業の立上げ等にも積極的に取り組んでおります。

また、当社といたしましては、今後も事業を継続し、企業価値の回復及び向上を図るために、現時点での収益が横ばいから減少傾向にある既存事業の更なるテコ入れによる収益力の拡大を図ってまいりますが、既存事業とのシナジーも見込める新規分野での新たな事業の立ち上げによる事業ポートフォリオの見直しが必要であると考えております。

そのため、その他の新規事業といたしましては、平成21年2月9日付にて再生医療分野において今後期待が高まっている「臍帯血」の低温保管事業を行う株式会社つくばマネジメントと資本・業務提携に関する契約を締結し、臍帯血低温保管事業における IT インフラ構築等に取り組んでおります。また、平成21年4月16日付には米国企業である Waxess USA, Inc. との資本・業務提携に関する契約を締結し、固定・移動一体型の次世代型通信機器の全世界での販売におけるディストリビューション業務へ取り組んでおります。

また、未だ詳細を発表するには至っておりませんが、その他にも新規事業を現在検討中であり、当社業績向上に資する新しい分野の事業へのチャレンジを進めております。

当社では、既存事業の業績回復と新規事業による業績拡大を目的として、平成21年3月期に二度の資金調達を実施しております。

平成20年4月25日付第三者割当による第5回乃至第14回新株予約権を発行いたしました。当初資金調達予定総額15億円のうち、最終的な行使価額総額が9.8億円であり当初予定額を調達できておりませんでした。また、当該新株予約権発行以降の世界的な株価下落等の影響もあり、一部の新株予約権の行使がなされず、当初に予定していた新株予約権行使による資金調達が進展せず、既に平成20年11月25日付でお知らせしております「新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にて記載のとおり、当該新株予約権の割当先と協議の結果、第5回乃至第14回新株予約権を発行要項の規定に従い、当社が取得し消却することといたしました。

また、その後、平成20年12月2日付第三者割当による第20回乃至第24回新株予約権発行を行い、当初資金調達予定総額3.5億円のうち、平成21年6月5日現在の行使価額総額が3.5億円となり予定通りの資金調達が完了いたしました。前述の通り、世界的な不況による国内市場の景気後退と当社に対する差押の決定という不測の事態（後日、強制執行停止の決定の後に取り下げがなされております）の発生により全体的な売上・利益が大きく落ち込み、当面の会社運転資金に充当せざるを得なくなり、新規事業の立ち上げに充当することが適いませんでした。

その結果、平成21年5月15日に「業績予想の修正に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社の業績は7期連続して経常損失を計上するに至り、抜本的な経営改革を迫られてい

ることから、当社の資金調達状況は厳しい情勢にあります。

そのため、当社といたしましては、今後、機動的な資金調達を図り、上記目的達成のための新規事業への投資資金等の需要発生に備え、その機動性を確保するべく、第三者割当による本ワラントの発行を決定致しました。

(2) 第三者割当による新株予約権証券による資金調達を選択することとした理由

今回の増資を、第三者割当による新株予約権証券の発行による資金調達とした理由は以下のとおりです。

- ① 当社は今回の資金調達に際し多様な資金調達手段を検討致しました。しかしながら、現在の経済状況および当社の現状の業績を鑑みますと、やはり間接金融による資金調達は極めて厳しい状況でございます。加えて、当社の現況において間接金融手段による資金調達は更なる自己資本比率の低下を招き、支払利率等も高い理由から事実上調達困難な状況でありました。その結果、既存株主様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融手段に依拠せざるを得ない状況でございます。
- ② 直接金融による資金調達手法を検討いたしましたところ、当社の将来事業ビジョンにご賛同頂き、評価を頂いた割当予定先より、第三者割当による新株予約権の発行による引受提案を頂いた次第でございます。既存株主様の不利益を最大限抑えたいという当社の意向のもと、潜在株の存在により既存株式の希薄化はございますが、当社の経営計画に沿う形での行使時期及び行使金額の調整が可能であり、柔軟な資金調達が可能となる新株予約権という方法を割当予定先からご提案頂き、本資金調達の手法として選択させて頂きました。
- ③ 新株予約権証券という性質上、当社の経営計画に合わせた柔軟な資金調達が可能となります。その半面、行使される時期・金額の保証がなされていないわけではないため、第三者割当先とは、当社の運転資金や新規事業の進捗に合わせて行使を行うことで基本的に合意しております。
- ④ 本ワラントは、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、割当予定先から第三者へは取締役会の承認決議なしに譲渡されません。  
当社と致しましては、既存株主様に対しまして、株式数増加による希薄化による影響を上回る、企業価値向上による収益を計上できますよう最善の努力をさせて頂く所存でございます。

(3) 本ワラントの商品性について

本ワラントには、主に以下の特徴があります。

- ① 割当日から6ヶ月の間に1回のみ、当社の取締役会の判断により回号ごと（第25回乃至第34回の1回号あたりの出資金額は5千万円、第35回の出資金額は6千万円、全11回号の出資金額の合計は5億6千万円）に行使価額の修正開始を決定することができます。行使価額の修正の決定が行われると、行使価額は取締役会の前銀行営業日までの3日間の株価の平均値の90%に相当する金額に修正され、以降6ヶ月に一度その時の株価の平均値の90%に相当する金額に修正されます。（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）
- ② 行使価額の修正決定後、株価が上昇すれば行使価額も上方修正され希薄化の度合いが小さくなり、株価が下落すれば行使価額も下方修正され希薄化の度合いが大きくなります。回号ごとに、上記、行使価額の修正開始の決定をすることにより、新株予約権の行使の時期や価額が分散され、市場への過度な売り圧力を回避しつつ、株価への影響の低減が期待できるとともに、円滑かつ着実な自己資本拡充が期待できます。
- ② 本新株予約権は、行使価額の修正に関して行使価額の下限値は設定しておりますが、上限値は設定しておりません。よって株価上昇時においては行使価額が上昇することが期待できます。一方で、希薄化の進行度合いに一定の歯止めをかける目的として、行使価額下限値(5,000円)を設定致しました。株価下落時におきましても行使価額は下限値を下回ることはありません。これにより、希薄化の進展度合いに一定の歯止めをかけることが可能です。
- ③ 行使価額の修正が決定された後、当社取締役会の決議に基づく当社からの行使要請に基づき、割当予定先が行使最終期日までに行使する新株予約権の個数を表明し、個別行使に先立ちその出資金総額（注）を当社に支払うため、当社は迅速な資金調達が可能となります。本ワラントは、行使する個数の新株予約権の出資金総額の払込みを行い、当該出資金総額は、割当予定先がその後、新株予約権の個別行使を行うことに伴い資本に切り替わる設計になっております。  
（注）出資金総額：割当予定先が行使最終期日までに行使することを表明した新株予約権の個数×新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額。
- ④ 当社の判断で、いつでも残存する本ワラントの全部または一部の取得が可能となっております。
- ⑤ 本ワラントについては当社が割当予定先に対して本ワラントの行使を認める旨の通知がなされない限り割当予定先は本ワラントを行使することができない設計になっております。
- ⑥ 当社が割当予定先に対して本ワラントの行使を求めた場合には、割当予定先は本ワラントを行使しなければならない設計になっております。
- ⑦ 本ワラントは、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、割当予定先から第三者へは取締役会の承認決議なしに譲渡されません。

## 2. 調達する資金の額および用途

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

566,597,920 円（545,000,000 円）

上記の差引手取概算額は、本ワラントの払込金額の合計と、本ワラントの行使に際して出資される財産の価額の合計とを合算して算出しております。なお、本ワラントの行使は、当社経営計画を勘案した当社取締役会による決議に基づき新株予約権者に本ワラントの行使を要請することにより行使されるものであり、発行決議日現在において本ワラントの行使に際して払い込むべき金額の合計額および払込日は確定しておりません。

なお、本ワラントの行使は、当該時点における当社の発行済株式総数に当該行使により新たに発行される当社普通株式を加算した数が、当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することはありません。

また、上記1.（3）本ワラントの商品性について⑥⑦に記載の通り、本ワラントの行使判断の主体は当社であり、割当先からの一方的な行使請求により当社発行済株式総数が無軌道に増加することはありません。

また、希薄化の進行度合いに一定の歯止めをかける目的として、行使価額下限値（5,000 円）を設定しております。また、株式は定款で定められた授權枠の範囲内において発行するため、行使価額下限値（5,000 円）にて行使を行なった場合には、現在の授權枠内での調達可能手取概算額は約 313,435,000 円となります。

### (2) 調達する資金の具体的な用途

今回の新株予約権発行に係る手取概算額 5.45 億円の用途につきましては、当社資金需要に応じた行使を予定しておりますが、現時点におきまして①既存事業の運転資金として 2.5 億円、②新規事業関連資金として 2.95 億円の用途を予定しております。

既存事業におきましては、前述の 2.5 億円を平成 22 年 3 月期通期における運転資金としても見込んでおりますが、その支出時期は未定であり、今後の資金需要に応じて行使を要請するものであります。

新規事業につきましては、現在当社にて、株式会社つくばマネジメントとの資本・業務提携による再生医療分野において今後期待が高まっている「臍帯血」の低温保管事業における IT 化支援（IT インフラ構築・運用）業務、及び Waxess USA, Inc. と資本・業務提携による同社が開発・販売する固定電話・携帯電話・データ通信を 1 台の端末で可能とした次世代型通信機器の北米、南米、アジアを中心とした製品販売推進・ディストリビューションに係る支援業務を推進しており、今後各々の事業の展開に応じた収益の向上を見込んでおります。

また現在、関係企業との調整段階であるため未発表となっておりますが、現経営陣の持つネットワーク、ナレッジ、ノウハウを動員して、新規事業の検討、立ち上げ準備を進めております。

今回調達いたします②新規事業関連資金として 2.95 億円の用途でございますが、前述の新規事業の立ち上げと事業展開を目的として、(i) 市場調査費用、人材採用費用等含む準備金 0.3 億円、(ii) 営業権取得等の業務提携関連資金 0.95 億円、(iii) 備品・ソフトウェア等の設備投資資金 0.5 億円、(iv) 新規事業分野における販売管理費等の運転資金 1.2 億円の用途を予定しております。なお、現時点ではその時期の資金計画を正確に織り込むことは困難であり、変動する可能性がございます。

また、各新規事業の進捗状況ですが、「臍帯血低温保管事業」における IT 化支援（IT インフラ構築・運用）業務につきましては、現在臍帯血の「ヒト幹細胞」の適合検査におけるマッチングプログラム開発のための情報収集を進めており、セキュリティ面に十分に配慮したプログラム及びシステム設計を進めている段階であります。しかしながら、臍帯血低温保管事業の保管件数は堅調に増加しておりますが、プログラム開発に必要な臍帯血基本データは機微情報であり、その取り扱いが難しいため、開発作業が当初目論見より遅れており、また提携企業の事業計画に適合させた IT 化を予定しているため、現時点で IT 化スケジュールは確定しておりません。

また、次世代型通信機器のディストリビューション支援業務につきましては、全世界における各国の大手キャリアや販売店と Waxess 社との同製品の販売契約が順次進んでおります。現時点では先行して開始されている米国向け販売・受注・出荷に対するディストリビューション業務を進めておりますが、まだそのボリュームは大きくありません。当社では、今後増加が見込まれる受注・出荷に係るディストリビューション業務の業務フローの整備を進めております。また、大手キャリア及び販売店の市場投入計画及び Waxess 社の製造計画に応じて、当社での提携業務は

増加しその収益も拡大するため、現時点では当社業績に与える影響は大きくありません。

なお、本新株予約権については、発行方法が新株予約権証券であるため、割当予定先の環境変化等により、全ての予約権行使が確実に行われるという保証はございません。その場合には、資金調達額が変動する可能性があります。当社といたしましては、今回の新株予約権の発行による資金調達額が減少することなく、資金調達されることが必至であると考えておりますが、資金調達額の減額となった場合には、前述の①既存事業の運転資金、及び②(ii)営業権取得等の業務提携関連資金への資金充当を優先する予定であります。

また、当社では、平成21年3月期に実施いたしました2度のファイナンスにおいて調達した資金において、同事業年度における世界的な不況に起因する国内市場の景気後退により、調達した一部の資金用途である貸付金に関して回収困難となり貸倒損失を計上することとなり当社決算に大きな影響を与えました。また、当社に対する差押の発生という不測の事態に起因する取引先からの信用失墜により一時的に取引高が減少し計画的な売掛債権の回収ができない事象が発生したため、全体的な売上・利益が大きく落ち込み、調達した資金の大部分を当面の会社運転資金に充当せざるを得なくなり、当初目論んでおりました新規事業の立ち上げに充当することが適わず、事業の立ち上げが予定通り進みませんでした。

このような反省を踏まえ、当社の今後の新規投資判断といたしましては、十分な検討を重ねた上で、当社の既存事業であるIT事業とシナジー効果が見込まれる事業、または事業採算性が高く短期間で収益に結びつく事業に対し、優先的に投資を行う考えであります。

また、上記資金用途に関しましては、当社での資金充当を予定しておりますが、事業の進展状況により、投融資となる可能性があります。

#### <ご参考>

平成20年4月25日付第三者割当による第5回乃至第14回新株予約権発行の際には、手取概算額14億円の用途として①新規投融資資金・子会社事業強化資金等の周辺事業強化資金として7億円、②ITセキュリティサービス事業強化のための人材採用・育成費用1.5億円、③主に当社ITセキュリティサービス事業の基盤強化目的の運転資金5.5億円を予定しておりました。

そのうち、行使価額総額9.8億円の充当状況といたしましては①新規投融資資金・子会社事業強化資金等の周辺事業強化資金として3.9億円、②ITセキュリティサービス事業強化のための人材採用・育成費用として0円、③主に当社ITセキュリティサービス事業の基盤強化目的の運転資金5.9億円あります。しかしながら、当該新株予約権発行以降の世界的な株価下落等の影響もあり、当社株価が低位に推移していることから、行使価額(1株につき75,800円)と当該時期の当社株価に大きく乖離が生じ、その結果、当初に予定していた新株予約権行使による資金調達が進展せず、平成20年11月25日付にて未行使分の新株予約権52個を消却いたしました。

その後、平成20年12月2日付第三者割当による第20回乃至第24回新株予約権発行の際には、手取概算額3.1億円の用途につきましては、①新規事業立ち上げ準備資金(市場調査費用、人材確保費用等含む)0.4億円、②新規事業分野における備品・ソフトウェア等の設備投資資金1.4億円、③新規事業分野における経費支払い・支払手数料等の運転資金0.2億円、④既存事業であるITセキュリティ事業における商品仕入代金等の運転資金として1.1億円の用途を予定しておりました。しかしながら、当該新株予約権発行以降の長引く世界的な株価下落等の影響が、当社ビジネスセグメントの対象市場に大きな影響を及ぼし、また貸付金として支出した代金の一部が回収困難となり、当期第2四半期決算、第3四半期決算、通期決算時において多額の貸倒損失を計上する結果となったために、当該新株予約権の行使価額総額3.3億円の充当状況といたしましては、①新規事業立ち上げ準備資金(市場調査費用、人材確保費用等含む)0.4億円、②新規事業分野における備品・ソフトウェア等の設備投資資金0億円、③新規事業分野における経費支払い・支払手数料等の運転資金0.3億円、④既存事業であるITセキュリティ事業における商品仕入代金等の運転資金として2.6億円あります。

今回資金調達による資金用途目的は、上記2件の第三者割当による新株予約権発行の際に資金用途として予定していたものであり、当初予定していた資金充当ができなかった分に主に充当いたします。

#### (3) 調達する資金の支出予定時期

上記(2)で述べた各資金使途の支出予定時期につきましては、事業の計画等が具体化し、その支払いが実際に発生した時点となりますが、当該時期は現時点ではまだ確定しておりません。したがって、資金需要が具体化した時点で具体的な内容を追加開示いたします。

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

上記(2)のとおり、将来の経営環境を見極めながら新規事業の立ち上げを行うことは、当社の業務範囲の拡大及び収益性の向上に寄与するものと考えております。また、当資金調達によりもたらされる企業価値の増大が、将来的に既存株主様の一株あたり利益などの持株価値の向上に資するものと考えております。

(5) 当社定時株主総会における定款変更

当初行使価額により本新株予約権の全てを行使するには発行可能株式総数(授權枠)の増加が必要であり、平成21年6月26日開催予定の当社定時株主総会における定款変更議案の付議を予定しております。

定款変更の主要な変更点は以下の通りです。

①発行可能株式総数(授權枠)の増加

(第三者割当増資、新株予約権の行使等による株式数の増加に対応するもの)

②事業目的の追加(新規事業等の展開による今後の事業拡大に対応するため)

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

事業年度の末日	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
売上高	1,890	2,422	2,124
営業利益	△161	△62	△92
経常利益	△153	△55	△73
当期純利益	△161	△194	△296
1株当たり当期純利益(円)	△20,051	△24,083	△36,718
1株当たり配当金(円)	1,000	1,000	—
1株当たり純資産(円)	117,699	97,540	58,851

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	64,313株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数※	22株	0.03%

※現時点の行使価額における潜在株式数については、平成21年6月8日現在で計算しております。

※上記、潜在株式は全てストックオプションによるものです。なお、当該ストックオプションは行使価額が予め決まっており、行使価額の修正条項が付されていません。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

(小数点第2位以下四捨五入)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	64,313株	100%
当初の行使価額(7,820円)における潜在株式数の総数	71,633株	111.4%
下限値の行使価額(5,000円)における潜在株式数の総数	112,022株	174.2%

※本ワラントには行使価額の上限值が定められておりませんので、記載を省略しております。

※本ワラントの行使に際して、当該時点における当社の発行済株式総数に当該行使により新たに発行される当社普通株式を加算した数が、当該時点における当社の授權株式総数127,000株を超過することとなるときは、株式は定款で定められた授權枠の範囲内において発行致します。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始値	222,000円	177,000円	70,000円	10,120円
高値	353,000円	190,000円	199,000円	13,200円
安値	163,000円	55,000円	7,000円	6,100円
終値	168,000円	69,500円	9,120円	(*)8,150円

② 最近6か月間の状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	12,000 円	17,500 円	14,000 円	10,120 円	7,320 円	8,740 円
高 値	26,200 円	21,000 円	14,200 円	13,200 円	8,950 円	9,000 円
安 値	10,060 円	11,000 円	12,000 円	7,100 円	6,100 円	7,800 円
終 値	19,010 円	13,000 円	12,000 円	7,220 円	8,740 円	(*)8,150 円

(\*)平成21年6月5日現在の終値でございます。

③ 発行決議日における株価

	平成21年6月8日現在
始 値	8,150 円
高 値	8,150 円
安 値	7,200 円
終 値	7,800 円

(参考)

平成21年5月7日	終値	8,040円	平成21年5月22日	終値	7,400円
平成21年5月8日	終値	8,080円	平成21年5月25日	終値	7,600円
平成21年5月11日	終値	8,200円	平成21年5月26日	終値	7,950円
平成21年5月12日	終値	7,500円	平成21年5月27日	終値	8,260円
平成21年5月13日	終値	7,480円	平成21年5月28日	終値	9,260円
平成21年5月14日	終値	7,300円	平成21年5月29日	終値	8,740円
平成21年5月15日	終値	7,290円	平成21年6月1日	終値	8,400円
平成21年5月18日	終値	6,880円	平成21年6月2日	終値	8,140円
平成21年5月19日	終値	6,720円	平成21年6月3日	終値	8,020円
平成21年5月20日	終値	7,090円	平成21年6月4日	終値	8,200円
平成21年5月21日	終値	7,329円	平成21年6月5日	終値	8,150円
行 使 価 額 (終値の平均値)					7,820円

(5) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当による第25回乃至第35回新株予約権の発行

発行期日	平成21年6月8日
発行新株予約権個数	560 個
発行時の払込価額	新株予約権 1 個あたり 11,782 円
調達価額	新株予約権 1 個あたり 1,000,000 円
調達資金の総額(注)	545,000,000 円 (差引手取概算額)
行使価額	7,820 円
募集時点における発行済株式数	64,313 株
当該募集における潜在株式数	71,611 株
割当先	グランツ 2 号投資事業有限責任組合

(注1) 調達資金の額は新株予約権の払込金額の合計(第25回乃至第35回新株予約権合計)と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計(第25回乃至第35回新株予約権合計)とを合算しております。今回の新株予約権の発行により株式発行が必要となりますが、株式は定款で定められた授權枠の範囲内において発行致します。

(注2) 当該募集における潜在株式数は、第25回乃至第35回新株予約権の合計株式数です。

(6) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株予約権発行

発行期日	平成20年4月25日
調達資金の額	1,515,921,150円 (当初権利行使価額を含む)
募集時点における発行済株式数	8,087株
募集時における潜在株式数	167株

現時点における行使状況	行使済株式数：12,920株（98個） 残存新株予約権52個は平成20年11月25日付にて消却済み
当初の資金使途	新規投融资資金、子会社事業強化資金等の周辺事業強化資金、 ITセキュリティサービス事業強化のための人材採用、育成費用、 ITセキュリティサービス事業の基盤強化目的の運転資金
割当先	TSUZUKI新生ファント株式会社 150個
支出予定時期	平成20年5月以降

## ②第三者割当による新株予約権発行

発行期日	平成20年12月2日
調達資金の額	354,403,000円（当初権利行使価額を含む）
募集時点における発行済株式数	21,007株
募集時における潜在株式数	162株
現時点における行使状況	行使済株式数：43,306株（350個）
当初の資金使途	新規事業立ち上げ準備資金（市場調査費用、人材確保費用等含む） 新規事業分野における備品・ソフトウェア等の設備投資 新規事業分野における経費支払い・支払手数料等の運転資金 ITセキュリティサービス事業の基盤強化目的の運転資金
割当先	トレーダーズパートナー有限責任事業組合 350個
支出予定時期	平成21年1月以降

## 4. 募集前後の大株主及び持株比率

募集前（平成21年3月31日現在）		募集後	
トレーダーズパートナー有限責任事業組合	37.73%	グランツ2号投資事業有限責任組合	52.68%
金 淳次	4.08%	トレーダーズパートナー有限責任事業組合	16.79%
株式会社ミュージックスコーポレーション	3.27%	金 淳次	1.82%
玉木 延美	2.40%	株式会社ミュージックスコーポレーション	1.46%
名畑 寿美	2.40%	玉木 延美	1.07%
石見 一貢	2.40%	名畑 寿美	1.07%
矢野 保	2.40%	石見 一貢	1.07%
小泉 新	2.13%	矢野 保	1.07%
三木 茂	2.13%	小泉 新	0.95%
諏訪 明彦	2.13%	三木 茂	0.95%
—	—	諏訪 明彦	0.95%

（注）上記は、平成21年3月31日現在の株主名簿及び平成21年6月8日現在の大量保有報告書を基準とし、今回の新株予約権行使による新株式発行完了後の数字であり、ストックオプションの行使による増加株式数を含んでおりません。

なお、割当予定先であるグランツ2号投資事業有限責任組合の当社株式の保有方針については、事業目的での純投資であるため、その中長期保有については確約されておりません。

## 5. 業績への影響の見通し

本ファイナンスは、世界的な不況による国内市場の景気後退と当社に対する差押の決定という不測の事態（後日、強制執行停止の決定の後に取り下げがなされております）の発生による信用失墜により当社事業の継続的な発展が阻害されていることから、今後も事業を継続し、企業価値の回復及び向上を図

るために、当社の既存事業の更なるテコ入れによる収益力の拡大と、新規事業の立ち上げによる事業ポートフォリオの見直しを図ることを目的としております。

このように、本ファイナンスは、当社の事業継続・企業価値回復及び向上のために必要なものであり、合理性があるものと考えております。

従いまして、本ファイナンスにより、直接的に業績に与える影響は軽微であると考えております。

なお、本ワラントについては、発行方法が新株予約権であるため、割当予定先の環境変化等により、全ての予約権行使が確実に行われるという保証はございません。その場合には、資金調達額が変動する可能性があります。それに伴い、当社業績に与える影響が大きいと判断された場合には、速やかに追加開示いたします。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本ワラントの諸条件、本ワラントの発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルである二項モデルによる算定方法が適当と判断し、第三者機関に当社の新株予約権の価値算定を依頼しました。その結果を参考に、本ワラント1個の発行価額を金11,782円と算定致しました。

また、本ワラントの行使に際して出資される財産の価額は、株式会社大阪証券取引所における平成21年5月6日から平成21年6月5日までの当社普通株式の普通取引における終値の平均値（10円未満は切り捨て）に相当する金額である当初7,820円といたしました。

これら本ワラントの諸条件（行使価額修正時点における時価株価からのディスカウント率、払込金額、行使可能期間等）は、同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド（条件決定日の時価株価と発行価額の差）や行使価額修正の決定後に出資金総額を払い込むことに伴い新株予約権者が負担することになるクレジット・コスト等を勘案した結果、合理的であると判断致しました。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当による新株予約権の発行規模は、上記7,820円の当初行使価額で必要増資額5.6億円を調達する場合、71,611株の株式発行が必要となり、既存株主様におかれましては本ワラントが行使された直後は、一時的に株式の希薄化が生じます。

上記、2.（2）調達する資金の具体的な使途にも記載いたしましたとおり、今回の新株予約権発行に係る手取概算額のうち2.95億円につきましては、既に適時開示にてお知らせしております

「臍帯血低温保管事業」におけるITインフラ構築等、Waxess USA, Inc.との次世代型通信機器のディストリビューション事業、及び現在未発表ながら今期立ち上げを予定している新規事業の展開のための支出を予定しております。

当社と致しましては、本ワラントによる資金調達により行う計画である既存事業及び新規事業からの収益によりもたらされる企業価値の増大が将来的には既存株主様の持分価値の向上に資するものであると考えております。このような考えのもと、このたびの発行規模を合理的なものであると判断し、決定致しました。株主様及び投資家の皆様方におかれましては、何卒ご理解・ご支援賜りますようお願い申し上げます。

## 7. 割当先の選定理由等

### (1) 割当先の概要（平成21年6月8日現在）

①	名 称	グランツ2号投資事業有限責任組合
②	事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有</li> <li>・株式会社の発行する株式若しくは新株予約権又は企業組合の持分取得及び保有</li> <li>・指定有価証券取得及び保有</li> <li>・事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有</li> <li>・事業者に対する金銭の新たな貸付</li> <li>・事業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有</li> <li>・事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有</li> <li>・投資組合等に対する出資</li> </ul>
③	設 立 年 月 日	平成20年11月19日
④	本 店 所 在 地	東京都港区浜松町一丁目30番5号 浜松町スクエア1806



⑤	無限責任組合員	株式会社グランツインベストメントジャパン	
⑥	組合の存続期間	平成20年11月19日から5年間とする。ただし、無限責任組合員は、総組合員の持分金額の合計額の3分の2以上に相当する持分を有する組合員の承認を得た場合には、かかる期間満了日の翌日からさらに3年間を限度として、本契約の期間を延長することができる。	
⑦	解散の事由	有限責任組合員の全員一致により解散が決定されたこと	
⑧	当社との関係	資本関係	該当事項なし
		取引関係	該当事項なし
		人的関係	該当事項なし
		関連当事者への該当状況	該当事項なし

## (2) 割当先を選定した理由

この度、当社より、再生医療分野において今後期待が高まっている「臍帯血」の低温保管事業に対するITインフラ構築等の新事業の展開に関して適時開示いたしました平成21年2月9日付「資本・業務提携に関する基本合意書の締結に関するお知らせ」をご覧になり、当社に興味を持って頂いた事をきっかけとして、株式会社グランツインベストメントジャパンより当社に対してご連絡を頂戴し、当社資金調達の相談をさせて頂くに至りました。

株式会社グランツインベストメントジャパンは、第二種金融商品取引業の登録企業であり、首都圏及び主要都市における企業投資、不動産投資等を業務として展開するベンチャーキャピタル系投資企業であります。

投資企業である株式会社グランツインベストメントジャパンが、当社に対するデューデリジェンスを実施した結果、当社の経営理念や今後の事業計画、将来的な目標に対して一定の評価をした上で、当社に対して資金を投下して頂けるのご意思を表明頂きました。

その結果、株式会社グランツインベストメントジャパンが投資事業を実行するために自らを無限責任組合員として設立した投資事業有限責任組合（LPS）であるグランツ2号投資事業有限責任組合を、本新株予約権の割当先としてご提示頂きました。

当社取締役会による協議を重ねた結果、当社の資金需要状況及び資金使途の時期を踏まえた機動的な資金調達を考えると、当社の事業計画を推進させ当社の企業価値を高めるに必要な支援を提供して頂けると判断し、割当先として継続的な検討・調整を行ってまいりました。

今回、グランツ2号投資事業有限責任組合を第三者割当予定先に選定した理由ですが、当社に対するデューデリジェンスを実施した結果、当社の経営理念や今後の事業計画、将来的な目標に対して一定の評価をした上で、当社の経営課題に対する理解と将来的な目標が共有できていることが挙げられます。また、グランツ2号投資事業有限責任組合及び同組合を組成する組合員の一部との面談において、当社の資金需要に応じた資金調達への対応を含む、当社に対する全面的な支援を約束して頂いたことがあります。さらに、割当予定先であるグランツ2号投資事業有限責任組合は、当該新株予約権の全ての行使がなされれば当社株式の保有割合が過半数を超える予定であることから、今後会社の経営に影響を及ぼす可能性については否定できませんが、同組合からは当社株式の保有方針は事業目的での純投資であり、当社ガバナンスの独立性を保つことについて確約を得ております。

なお、将来的には割当予定先であるグランツ2号投資事業有限責任組合及び当該組合を組成する組合員が各分野で培ったノウハウや人脈等を持って当社事業の遂行と業績の向上に向けた支援を賜れることを期待しております。

当社は、割当予定先であるグランツ2号投資事業有限責任組合及び当該組合の無限責任組合員である株式会社グランツインベストメントジャパン、更には当該組合を組成する組合員の一部との面談及び信用調査機関、公的機関の資料を通じて、当該割当先が反社会的勢力との取引関係および資本関係等を有していないことを確認しており、また割当予定先からも、割当予定先である当該組合及び当該組合の無限責任組合員、並びに当該組合を組成する組合員が反社会的勢力との取引関係および資本関係等を一切有しておらず、また将来におきましても同関係を有しないことを書面にて確認いたしております。

また、株式会社グランツインベストメントジャパンは、第二種金融商品取引業の登録企業であり、市場および投資家に対する厳格なコンプライアンスを徹底するため、現任の監査役が同社における投資事業の顧客の適正性の確認の徹底、コンプライアンスの徹底、反社会的勢力の排除に向け、指導に努めておられます。

注:本割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

(3) 割当先の保有方針

割当予定先であるグランツ2号投資事業有限責任組合は、当社の当社取締役会決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権は譲渡できません。また、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式については、グランツ2号投資事業有限責任組合については事業目的での純投資であるため、その中長期保有については確約されておられません。

また、割当先とは、当社の株式を大量に保有することとなるため、保有に関わる管理体制、また金融商品取引法における開示等、日本国内における法令順守体制を整えることを約する合意書を締結することといたします。

(4) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

以上

## 発行要項

## I. 第25回乃至第35回新株予約権の名称

インスパイア株式会社第25回乃至第35回新株予約権

## II. 第25回乃至第35回新株予約権に共通する事項

1. 新株予約権の総数
 

	第25回乃至第34回新株予約権 1回あたり50個
	第35回新株予約権 1回あたり60個
2. 新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法
 

本ワラントの目的である株式の種類は当社普通株式とし、本ワラント1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、1,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(第7項及び第6項第(2)号に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本ワラント複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本ワラントの数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない)。なお、本ワラントの目的たる株式の総数の上限は、本ワラントの総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、第8項または第9項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本ワラントの目的たる株式の総数は変更される。
3. 新株予約権の払込金額
 

	1個あたり11,782円
	(第25回乃至第34回新株予約権 1回あたり払込総額589,200円)
	(第35回新株予約権 払込総額706,920円)
4. 新株予約権の割当日
 

平成21年6月25日
5. 新株予約権の払込期日
 

平成21年6月25日
6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 

(1)本ワラント1個の行使に際して出資される財産の価額は、第2項に定める出資金額とする。なお、修正開始日(第8項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(第13項第(3)号に定義する。)または個別行使請求(第13項第(4)号に定義する。)に基づく本ワラントの行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。

(2)本ワラントの行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額は、当初、第7項で定める行使価額とする。ただし、第8項または第9項に従い、修正または調整される。
7. 行使価額
 

本ワラントの行使に際して出資される財産の価額は、株式会社大阪証券取引所における平成21年5月6日から平成21年6月5日までの当社普通株式の普通取引における終値の平均値(10円未満は切り捨て)に相当する金額である当初7,820円といたします。
8. 行使価額の修正
 

(1)当社は、平成21年6月25日以降、平成21年12月24日までの間、1回のみ、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の翌営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本ワラントの要項に従って本ワラントの行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができる。当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合とは、その時の株価動向や金利水準をはじめとする市場環境、経営環境等を勘案し、本ワラントの行使価額修正の開始を決定して行使促進を図ることが最良の選択であると判断した時を指す。この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

(2)行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、①行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、

その小数第1位を切り捨てる。)に、②修正開始日の6ヵ月後の最終取引日の翌日以後においては、6ヵ月後の最終取引日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)

なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、第9項第(2)号乃至第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本ワラントの要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が5,000円(ただし、第9項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

## 9. 行使価額の調整

(3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

(1)当社は、本ワラントの発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2)行使価額調整式により本ワラントの行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の金融商品もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の金融商品もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本ワラントと同時に発行される本ワラント以外の新株予約権の発行を除く。）調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の金融商品または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③または⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。
- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合（ただし、本ワラントと同時に発行される本ワラント以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）
- (i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- (ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③または上記(i)による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準

用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- ⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本ワラントを行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については第 17 項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。
- ③「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。
- ④本項第(2)号①乃至⑤に定める金融商品または権利に類似した金融商品または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該金融商品または権利に類似する金融商品または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき（ただし、本ワラントと同時に発行される本ワラント以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。）。
- ③行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮す

- る必要があるとき。
- (5)本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
10. 新株予約権の行使可能期間
- (1)平成21年6月25日から平成23年6月24日までの期間（以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。）とする。ただし、平成23年6月24日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。
- (2)前号に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、行使価額修正決議日から修正開始日までの期間（以下「包括行使請求書提出期間」という。）において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日までの期間（以下「個別行使可能期間」という。）とする。
11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
- 本ワラントの行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。本ワラントの行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
12. 新株予約権の取得条項
- (1)当社は、当社取締役会が本ワラントを取得する日（当該取締役会後1ヵ月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本ワラントの全部または一部を取得する。当社が本ワラントの一部を取得する場合、抽選により、取得する本ワラントを決定するものとする。当社は、本ワラントを取得するのと引換えに、当該本ワラントの新株予約権者に対して、本ワラント1個あたり払込金額と同額を交付する。
- (2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本ワラントを取得するのと引換えに当該本ワラントの新株予約権者に対して本ワラント1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本ワラントの全部を取得する。
- (3)当社は、当社が本ワラントの発行後、平成23年6月24日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成23年6月24日の翌銀行営業日に、無償にて残存する本ワラントの全部を取得する。
- (4)本項第(1)号または第(2)号により本ワラントを取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の5営業日前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本ワラントの新株予約権者（本ワラントの一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本ワラントの新株予約権者）に通知する。
- (5)本項第(1)号、第(2)号または第(3)号により本ワラントを取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本ワラントの個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。
13. 新株予約権の行使請求および払込の方法
- (1)行使価額修正の決定が行われない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成23年6月24日まで（当日を含む。）に、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (2)行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額（以下「修正前行使価額」という。）に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで（当日を含む。）に本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。
- (3)行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することに

より、各本ワラントにつき、第 14 項第(2)号①に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本ワラント 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本ワラント 1 個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求（以下「包括行使請求」という。）の手続きを、本項第(5)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行い、かつ出資金総額の払込を行うことができるものとする。

(4)前号に従い出資金総額が払い込まれた本ワラントについては、新株予約権者は、当該本ワラントに係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求（以下に定義する。）を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本ワラントについて、出資金額を本ワラント 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本ワラント 1 個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続きが完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本ワラントに係る包括行使請求は、第 14 項第(2)号①に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。

(5)本ワラントの行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が行われない場合の行使請求を含む。）、包括行使請求および個別行使請求の各場合に応じて、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを第 15 項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

(6)前号の行使請求書の提出に加えて、出資金総額を現金にて第 16 項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。

(7)各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

#### 14. 新株予約権の行使の条件

(1)各本ワラントの一部行使はできないものとする。

(2)①包括行使請求には、その対象となる各本ワラントにつき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本項第(4)号①に定めるいずれの事由も発生せず、第 12 項第(1)号、第(2)号または第(3)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本ワラントが消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。

②包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本ワラントの個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて第 16 項に定める払込取扱場所の指定口座に払い込むものとする。

③権利行使最終期日の前銀行営業日に本号①に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に払い込まれた金銭は、権利行使最終期日において、当該包括行使請求の対象となる本ワラントの出資金額に係る払込金として確定する。

(3)①第 17 項第(1)号に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本ワラントに係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本ワラントの個数に出資金額を乗じた金額を速やかに返還するものとする。

②新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本ワラントの総数から当該個別行使請求が行われた本ワラントの個数を控除した残数の本ワラントに限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。

(4)①以下の(i)乃至(iii)のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する



本ワラント全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至(iii)のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

(i)当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合

(ii)当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(iii)当社の重要な財産が差し押さえられた場合

②本号①のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本ワラントにつき効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本ワラントの個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

(5)本ワラントの行使に際して、当該時点における当社の発行済株式総数に当該行使により新たに発行される当社普通株式を加算した数が、当該時点における当社の授権株式総数を超過することとなるときは、当該本ワラントの行使はこれを行うことができない。

- |     |                          |  |
|-----|--------------------------|--|
| 15. | 新株予約権の行使請求<br>受付場所       | インスパイア株式会社 経営管理部   |
| 16. | 新株予約権の行使に<br>関する払込取扱場所   | 株式会社三菱東京UFJ銀行 目黒駅前支店   |
| 17. | 新株予約権行使の効力<br>発生時期等      | (1)本ワラントの行使請求の効力は、第13項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第13項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本ワラントを行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本ワラントの行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、第13項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ第13項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日まで、個別行使請求がなされず、第14項第(4)号①に定めるいずれの事由も発生せず、第12項第(1)号、第(2)号または第(3)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本ワラントが消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。<br>(2)当社は、本ワラントの行使請求の効力が発生により、株券は発行されず、新規発行株式は証券保管振替機構を通じて交付する。 |
| 18. | 単元株式数の定め<br>の導入に伴う取扱い    | 当社が単元株式数の定めを導入する場合等、本ワラントの要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。   |
| 19. | 新株予約権証券の<br>発行           | 新株予約権者の請求のあるときに限り、記名式の新株予約権証券を発行する。<br>新株予約権者は、新株予約証券につき、無記名とすることを会社に対して請求することはできない。   |
| 20. | 譲渡による新株<br>予約権の取得の<br>制限 | 本ワラントの譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。   |
| 21. | 募集の方法                    | 第三者割当の方法により、第25回乃至第34回新株予約権につき1回次あたり50個、第35回新株予約権60個、総計360個を、グランツ2号投資事業有限責任組合に割り当てる。   |
| 22. | 申込期間                     | 平成21年6月25日   |
| 23. | その他                      | (1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。<br>(2)上記を除き、本件に関するその他の事項については、当社代表取締役社長に一任する。<br>(3)本新株予約権の行使による株券は発行されず、新規発行株式は証券保管振替機構を通じて交付する。  |

【 第三者割当による新株予約権発行の日程（予定）】

- ・ 平成 21 年 6 月 8 日 新株予約権発行取締役会決議
- ・ 平成 21 年 6 月 8 日 有価証券届出書提出
- ・ 平成 21 年 6 月 24 日 有価証券届出書効力発生予定日
- ・ 平成 21 年 6 月 25 日 申込期日
- ・ 平成 21 年 6 月 25 日 払込期日
- ・ 平成 21 年 6 月 25 日 新株予約権行使開始日
- ・ 平成 23 年 6 月 24 日 新株予約権行使終了日

以上